

令和4年8月30日

保護者 様

山鹿市立菊鹿小学校
校長 早田 宗生

新型コロナウイルス感染症対策対応出席停止等の基準改定について

残暑の候、保護者の皆様方におかれましては益々御健勝のことと拝察します。日頃から本校教育活動へ御理解・御協力いただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染症拡大が収まらない中で新学期が始まりました。本校でも感染拡大防止対策を再確認し、教育活動を進めていかなければならないと、緊張感を更に高めております。

さて、先日、山鹿市教育委員会を通じて県教育委員会から当該感染症に対する出席停止や学級閉鎖等についての基準が一部改定されて届きましたので、参考までに下記のとおりお知らせします。本校でもこの基準に沿って対応していきますので、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

また、校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、黙食、常時換気、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底し、熱中症対策と共に引き続き児童の学校生活の安心・安全確保に努めていきます。

さらに、感染情報や学級閉鎖等の連絡に際しては、引き続き、感染者等の人権に配慮した対応を優先させますので御理解いただきますと共に、保護者等間の会話（SNSを含む）でも適切な対応をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症感染関連で文部科学省HPに掲載されているものの一部は、本校HP（保護者の皆様へ）にリンクとして紹介しています。生活や学習等で不安なことなどがありましたら、遠慮なく学校へ御相談ください。

記

1 出席停止について

基準	期間
① 児童生徒等の感染が判明した場合	治癒するまで
② 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算し5日間
③ 児童生徒等がPCR検査等 ^{※1} を受けることが決定した場合（上記②の濃厚接触者に特定された者を除く）	陰性と判明するまでの期間
④ 児童生徒等に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状 ^{※2} がみられる場合	症状がみられなくなるまで
⑤ 熊本県リスクレベルのレベル2以上に該当する際、同居の家族に未診断の発熱等の風邪症状がみられる場合	同居の家族に症状がみられなくなるまで
⑥ 海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑦ 新型コロナワクチンを接種する場合 ^{※3}	校長が必要と認める期間
⑧ その他、校長が出席停止を必要と認める場合 ^{※4}	校長が必要と認める期間

※1 PCR検査、抗原検査等、新型コロナウイルス感染症を判定するための検査。

※2 新型コロナワクチン接種に伴う副反応により、発熱等の風邪の症状等がみられる場合も含む。

※3 接種場所への移動等に時間がかかる場合

※4 「その他」とは、次の状況等のことをいう。

- ・児童生徒等や保護者が、登校について不安（感染する不安、本人・同居する家族に感染の疑いがあり他人に感染させる恐れによる不安等）を持ち、保護者から休ませたいと相談があり、校長が合理的な理由があると判断する場合。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等に感染の不安があり、主治医の見解を基に、保護者から休ませたいと相談があった場合。
- ・新型コロナワクチン接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状以外があり、児童生徒等や保護者から状況を聴取し、校長が出席停止を必要と認める場合。
- ・学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした場合

2 学校内に感染者が判明した場合

初期対応としての臨時休業は基本的に行う必要はないが、（一部略）、家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校医等と相談し、感染状況に応じ、以下の基準を参考に、臨時休業の判断をする。

臨時休業を行う場合は開始してから概ね数日～5日程度（土日祝日を含む。）を目安として再開することができる。（その際、発熱等の風邪の症状がある者については自宅で休養すること、健康状態の把握その他の感染症対策を一層徹底しながら、慎重に再開する。）

クラスターの疑い等、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある場合やさらなる感染対策の必要性が認められる場合等には、保健所等と連携を図ることを検討する。保健所等による濃厚接触者の特定が行われる場合、全体像が把握できるまでの間、臨時休業を行うことも考えられる。

基準	措置
以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合 ^{※5} ㊦同一の学級において複数 ^{※6} の児童生徒等の感染が判明した場合 ㊧感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ㊨その他、設置者が必要と判断した場合	学級閉鎖 5日程度（土日祝日、全体像の把握等のために行った臨時休業の期間を含む。） （その場合においても、当該学級について、未診断の風邪等の症状を有する者の検査の陰性が確認できた場合、当該期間を短縮することができる。）
複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染拡大の可能性が高い場合	学年閉鎖
複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染拡大の可能性が高い場合	学校全体の臨時休業

※5 ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。

※6 複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても感染経路に関連がない場合や感染が広がっていないおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。